

保育必要量(短時間⇔標準時間)が月途中で変更になる方へ

◆認定変更取り扱いについてご注意ください◆

保育必要量(短時間⇔標準時間)が月途中で変更した場合

実際の利用	通常保育料および延長保育料
変更のあった日(ただし、変更が生じてから変更手続きを行った場合は、手続きを行った日)から変更後の認定で利用可能	翌月から変更後の保育料を徴収

例1)短時間⇒標準時間

4月1日から求職活動(短時間)で利用していたが、4月15日から就労(標準時間)に変更した場合

	7:00	8:00	16:00	18:00	19:00
4/1~4/14	延長保育 短時間での料金		通常保育	延長保育 短時間での料金	
4/15~4/30	利用可能		通常保育	利用可能	延長保育 短時間での料金
5/1~	通常保育				延長保育 標準時間での料金

- ➡ 4月15日から標準時間で利用可能となります。ただし、4月中の保育料は短時間での料金のままのため、18時以降に延長保育を利用した場合は、短時間での料金(200円/日、4,000円/月)がかかります。

例2)標準時間⇒短時間

4月1日から就労(標準時間)で利用していたが、4月15日から求職活動(短時間)に変更した場合

	7:00	8:00	16:00	18:00	19:00
4/1~4/14	通常保育				延長保育 標準時間での料金
4/15~4/30	利用可能	通常保育	利用可能	延長保育 標準時間での料金	
5/1~	延長保育 短時間での料金	通常保育	延長保育 短時間での料金		

- ➡ 4月中は、標準時間で利用可能となります。また、料金も標準時間での料金のままです。5月からは実際の利用も料金は短時間へと変更になります。